

政令第 号

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第 号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令の一部改正）

第一条 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条を削る。

第二条第一項中「法第四条」を「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号。以下「法」という。）第二条」に改め、同条第三項中「掲げるもの」の下に「、第二項に規定するもの」を加え、「法第四条」を「法第二条」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「（国土交通大臣が行うものを除く。次項において同じ。）で、前項各号に掲げる」を「で、第一項各号

に掲げるもの、前項に規定する」に、「同項又は次条第一号の規定により国土交通大臣が指定する」を「第一項又は次条第二項第一号の規定による国土交通大臣の指定を受けた」に改め、「（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業をいう。以下同じ。）」を削り、「第四条」を「第二条」に改め、同項第二号中「前項第四号」を「第一項第四号」に改め、「以下」の下に「この号において」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 一般国道の改築（国土交通大臣が行うものを除く。以下同じ。）で次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものうち、土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業をいう。以下同じ。）に係るもの以外のものに要する費用について法第二条の政令で定める国の負担の割合は、十分の五・五以上十分の七以下の範囲内で当該一般国道の改築を行う地方公共団体の財政力に応じて国土交通省令で定めるところにより算定した割合とする。

一 地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上を図るために必要であり、又は快適な生活環境の確保若しくは地域の活力の創造に資すると認められるものであること。

二 公共施設その他の公益的施設の整備、管理若しくは運営に関連して、又は地域の自然的若しくは社

会的な特性に即して行われるものであること。

三 その他国土交通省令で定める要件を満たすものであること。

第二条を第一条とする。

第三条中「都府県道又は市町村道（道の区域内のものを除く。）」を「次の各号に掲げる道路のいずれかに該当する都府県道等」に、「次に掲げる道路に係るものうち」を「、前項に規定するもの」に、「第四条」を「第二条」に改め、同条第一号中「以下」の下に「この号において」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

次に掲げる都府県道等（都府県道又は市町村道（道の区域内のものを除く。）をいう。以下同じ。）の改築で前条第二項第一号及び第二号に掲げる基準に適合し、かつ、国土交通省令で定める要件を満たすものうち、土地区画整理事業に係るもの以外のものに要する費用について法第二条の政令で定める国の補助の割合は、十分の七以内とする。

一 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第五十六条の規定による国土交通大臣の指定を受けた都府県道又は市道

二 前号に掲げるもののほか、資源の開発、産業の振興その他国の施策上特に整備を行う必要があると認められる都府県道等

第三条を第二条とする。

第四条中「道路の改築で」を「一般国道の改築で次の各号のいずれかに該当するものうち、」に改め、
、「ものうち、第二条第一項若しくは前条第一号の規定により国土交通大臣が指定する道路又は同条第二号に掲げる道路に係る」を削り、「第四条」を「第二条」に、「十分の五・五、国の補助の割合は十分の五・五以内」を「十分の五・五」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第一条第一項の規定による国土交通大臣の指定を受けた一般国道の改築

二 前号に規定する一般国道以外の一般国道の改築で第一条第二項第一号及び第二号に掲げる基準に適合し、かつ、国土交通省令で定める要件を満たすもの

第四条に次の一項を加える。

2 都府県道等の改築で次の各号のいずれかに該当するものうち、土地区画整理事業に係るものに要する費用について法第二条の政令で定める国の補助の割合は、十分の五・五以内とする。

一 前条第二項各号に掲げる道路のいずれかに該当する都府県道等の改築

二 前号に規定する都府県道等以外の都府県道等のうち前条第一項各号に掲げるものの改築で第一条第

二項第一号及び第二号に掲げる基準に適合し、かつ、国土交通省令で定める要件を満たすもの

第四条を第三条とする。

第五条中「第六条第一項」を「第三条第一項」に改め、同条を第四条とする。

第六条中「第八条第七項」を「第五条第七項」に改め、同条を第五条とする。

(成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令の一部改正)

第二条 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令(昭和四十五年政令第二十八号)の一部を次のように改正する。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条を第五条とする。

第三条中「(昭和二十七年法律第百八十号)」を削り、同条第一号及び第三号中「第一条各号」を「第

二条各号」に改め、同条を第四条とする。

第二条第二項第二号中「第三条第一号の規定により国土交通大臣が指定する」を「第二条第二項第一号

の規定による国土交通大臣の指定を受けた」に改め、同条第三項第一号中「及び第四条」を「及び第五条」に、「第四条第一号」を「第五条第一号」に改め、同項第二号中「及び第四条」を「及び第五条」に、「第四条第二号」を「第五条第二号」に改め、同条第四項第一号中「次号及び第四条」を「次号及び第五条」に、「第四条第三号」を「第五条第三号」に改め、同項第二号中「第四条第四号」を「第五条第四号」に改め、同条を第三条とする。

第一条中「成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。

（法別表に規定する政令で定める主要な県道又は市町村道）

第一条 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（以下「法」という。）別表の道路の項に規定する主要な県道又は市町村道として政令で定めるものは、次に掲げる県道又は市町村道とする。

一 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第五十六条の規定による国土交通大臣の指定を受けた県道又は市道

二 前号に掲げるもののほか、資源の開発、産業の振興その他国の施策上特に整備を行う必要があると認められる県道又は市町村道

附則第四項中「第六条」を「第七条」に改める。

(特別会計に関する法律施行令の一部改正)

第三条 特別会計に関する法律施行令(平成十九年政令第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八十九条」を「第九十条」に改める。

第四十一条第二号中「第七条第一項」を「第四条第一項」に改める。

第八十九条を第九十条とし、第八十八条を第八十九条とし、第八十七条を第八十八条とし、第八十六条を第八十七条とし、第二章第十四節中同条の前に次の一条を加える。

(その新設に関する事業等が道路整備事業となる都道府県道又は市町村道)

第八十六条 法第九十八条第三項に規定する主要な都道府県道又は市町村道として政令で定めるものは、次に掲げる都道府県道又は市町村道とする。

一 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第五十六条の規定による国土交通大臣の指定を受けた都道

府県道又は市道

二 前号に掲げるもののほか、資源の開発、産業の振興その他国の施策上特に整備を行う必要があると認められる都道府県道又は市町村道

(予算決算及び会計令の一部改正)

第四条 予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第六十五号)の一部を次のように改正する。

附則第九条の二中「平成十九年度以降の各年度における」を削り、「、当該各年度」を「、当該年度」に、「が当該各年度」を「が当該年度」に改め、「(平成十九年度から平成二十七年までの各年度にあつては、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を上回る場合には、当該上回る額を加算した額)」を削り、「同条各号を削る。」

(地方財政法施行令の一部改正)

第五条 地方財政法施行令(昭和二十三年政令第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第二号を次のように改める。

二 次に掲げる都道府県道(道路法第三条第三号の都道府県道をいう。以下この号において同じ。)の

新設、改築及び災害復旧に関する工事

イ 道路法第五十六条の規定による国土交通大臣の指定を受けた都道府県道

ロ イに掲げるもののほか、資源の開発、産業の振興その他国の施策上特に整備を行う必要があると認められる都道府県道

(道路の修繕に関する法律の施行に関する政令の一部改正)

第六条 道路の修繕に関する法律の施行に関する政令(昭和二十四年政令第六十一号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(補助額)

第一条 次に掲げる都道府県道等(都道府県道又は市町村道をいう。以下同じ。)の修繕で道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令(昭和三十四年政令第十七号)第一条第二項第一号及び第二号に掲げる基準に適合し、かつ、国土交通省令で定める要件を満たすものに係る道路の修繕に関する法律(以下「法」という。)第一条第一項の規定による国の補助金の額は、当該都道府県道等の修

繕に要する費用の額（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第五十八条から第六十一条まで及び第十二条後段の規定による負担金（以下「収入金」という。）があるときは、当該費用の額から当該収入金の額を控除した額）に十分の五・五以上十分の七（当該都道府県道等の修繕が沖縄県の区域内で行われる場合にあつては十分の八、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第四条第一項の離島振興計画に基づいて行われる場合にあつては十分の七・五）以下の範囲内で当該都道府県道等の修繕を行う地方公共団体の財政力に応じて国土交通省令で定めるところにより算定した割合を乗じて得た額とする。

一 道路法第五十六条の規定による国土交通大臣の指定を受けた都道府県道又は市道

二 前号に掲げるもののほか、資源の開発、産業の振興その他国の施策上特に整備を行う必要があると認められる都道府県道等

2 次に掲げる都道府県道等の修繕で国土交通大臣が予算の範囲内においてその工事の計画及び設計を承認したもののうち、前項に規定するもの以外のものに要する費用に係る法第一条第一項の規定による国の補助金の額は、当該都道府県道等の修繕に要する費用の額（収入金があるときは、当該費用の額から当該収入金の額を控除した額）に二分の一を乗じて得た額とする。

一 農業、林業、鉱業又は工業のための資源の有効かつ適切な開発及び利用のために必要と認められる
都道府県道等

二 市街地内の都道府県道等で自動車による定期的な貨客の運送が行われているもの

三 主要な交通中心地を相互に連絡する都道府県道等

四 前二号に掲げる都道府県道等に対する取付道路である都道府県道等

第二条から第四条までを削る。

第五条中「道路管理者は、」の下に「法第一条第一項の規定による補助に係る」を加え、同条を第二条とする。

第六条を第三条とする。

第七条中「第六条」を「第三条」に改め、同条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(負担額)

第五条 法第二条第三項ただし書の規定による地方公共団体の負担金の額は、当該指定区間外の一般国道の修繕に要する費用の額（収入金があるときは、当該収入金の額を控除した額。以下「負担基本額」と

いう。)に二分の一を乗じて得た額(当該収入金があるときは、負担基本額に二分の一を乗じて得た額に当該収入金の額を加算した額。次条において「地方公共団体負担額」という。)とする。

第八条から第十条までを削る。

第十一条の見出しを「(負担基本額及び地方公共団体負担額の通知)」に改め、同条第一項中「第八条の規定による負担金を地方公共団体に負担させる場合において」を「法第二条第一項の規定により指定区間外の一般国道の修繕をするとき」に、「負担金額」を「地方公共団体負担額」に改め、「前条の規定により」を削り、「増減」を「変更」に改め、同条第二項を削り、同条を第六条とする。

第十二条を第七条とする。

第十三条中「第一条、第五条及び第六条」を「第一条第二項、第二条及び第三条」に改め、同条を第八条とする。

(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律施行令の一部改正)

第七条 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律施行令(昭和二十五年政令第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「若しくは社会資本整備事業特別会計の道路整備勘定」を削る。

(道路法施行令の一部改正)

第八条 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)の一部を次のように改正する。

第二十一条中「第六十二条まで」を「第六十一条まで及び第六十二条後段」に、「から収入金」を「から当該収入金の額」に、「乗じた」を「乗じて得た」に、「に収入金」を「に当該収入金の額」に改める。

第二十二条中「乗じた」を「乗じて得た」に、「本節」を「この節」に改める。

第二十八条第一項中「額から収入金」を「費用の額から当該収入金の額」に、「額。」を「額」に、「乗じた」を「乗じて得た」に改める。

第三十四条の二中「第六十二条まで」を「第六十一条まで及び第六十二条後段」に、「本条」を「この条」に、「収入金を」を「当該収入金の額を」に、「乗じた」を「乗じて得た」に改める。

第三十四条の二の三の見出しを「(道道又は道の区域内の市町村道の改築に関する費用の補助)」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「及び道」を「又は道」に改め、「の改築で」の下に「前項に規定するもの及び」を加え、「に関する」を「についての」に、「補助金の率」を「補助の割合

」に改め、「以下」の下に「この項において」を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

平成二十一年度以降九箇年間に於ける道道又は道の区域内の市町村道の改築で次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものに要する費用についての国の補助の割合は、法第五十六条の規定にかかわらず、十分の七以内とする。

一 当該改築に係る道道又は道の区域内の市町村道が次のイ又はロのいずれかに該当するものであること。

イ 法第五十六条の規定による国土交通大臣の指定を受けた道道又は道の区域内の市道

ロ イに掲げるもののほか、資源の開発、産業の振興その他国の施策上特に整備を行う必要があると認められる道道又は道の区域内の市町村道

二 地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上を図るために必要であり、又は快適な生活環境の確保若しくは地域の活力の創造に資すると認められるものであること。

三 公共施設その他の公益的施設の整備、管理若しくは運営に関連して、又は地域の自然的若しくは社

会的な特性に即して行われるものであること。

四 その他国土交通省令で定める要件を満たすものであること。

第三十八条中「」に規定する「を」の「に」、「八月」を「四月」に、「四月」を「二月」に改める。

第三十九条第二項第十一号中「第三十四条の二の三第一項」を「第三十四条の二の三第二項」に改める。

(奄美群島振興開発特別措置法施行令の一部改正)

第九条 奄美群島振興開発特別措置法施行令（昭和二十九年政令第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一道路の項を次のように改める。

道路	一般国道
	(一) 新設又は改築（いずれも土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三条第四項及び第五項の規定による土地区画整理事業（以下この表において「土地区画整理事業」という。）に係るもの並びに道路整備事業に係る国の財政上の特 別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号。以

十分の八

<p>下この表において「財政特別措置法施行令」という。）第一条第一項各号のいずれかに該当するものを除く。）</p>	
<p>(二) 改築（土地区画整理事業に係るもので財政特別措置法施行令第三条第一項第二号に規定する基準に適合し、かつ、同号の国土交通省令で定める要件を満たすものに限る。）又は修繕（道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和二十四年政令第六十一号）第一条第一項に規定する基準に適合し、かつ、同項の国土交通省令で定める要件を満たすものに限る。）</p>	<p>十分の七</p>
<p>(三) 新設若しくは改築（土地区画整理事業に係るもので財政特別措置法施行令第三条第一項第二号に規定する基準に適合し、かつ、同号の国土交通省令で定める要件を満たすものを除く。）で、財政特別措置法施行令第一条第一項第一号から第</p>	<p>十分の五・五</p>

	<p>四号までのいずれかに該当するもの又は修繕（道路の修繕に関する法律の施行に関する政令第一条第一項に規定する基準に適合し、かつ、同項の国土交通省令で定める要件を満たすものを除く。）</p>	
<p>県道</p>	<p>(一) 新設（土地区画整理事業に係るもの及び財政特別措置法施行令第一条第一項各号のいずれかに該当するものを除く。） 又は改築（土地区画整理事業に係るもの（財政特別措置法施行令第三条第二項第二号に規定する基準に適合し、かつ、同号の国土交通省令で定める要件を満たすものを除く。）及び財政特別措置法施行令第一条第一項各号のいずれかに該当するものを除く。）</p>	<p>十分の七（財政特別措置法施行令第二条第二項第一号の規定による国土交通大臣の指定を受けた道路に係るものにあつては、十分の七・五）</p>
	<p>(二) 新設若しくは改築（いずれも財政特別措置法施行令第一条</p>	<p>十分の五・五</p>

		市町村道	
	<p>第一項第一号、第二号又は第四号に該当するものに限る。） 又は修繕（災害防除事業として行われるものに限る。）</p>	<p>(一) 改築（土地区画整理事業に係るもので財政特別措置法施行令第三条第二項第二号に規定する基準に適合し、かつ、同号の国土交通省令で定める要件を満たすものに限る。）</p>	十分の七
	<p>(二) 新設又は改築（いずれも土地区画整理事業に係るもの及び財政特別措置法施行令第一条第一項各号のいずれかに該当するものを除く。）</p>		十分の六
	<p>(三) 新設又は改築（いずれも財政特別措置法施行令第一条第一項第二号又は第四号に該当するものに限る。）</p>		十分の五・五

（国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正）

第十条 国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第七項を削る。

第四条の三中「第七項」を「第六項」に改める。

第四条の四中「若しくは社会資本整備事業特別会計の道路整備勘定」を削る。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第十一条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第四十一号から第二百十号まで」を「第四十号から第一百十九号まで」に改め、第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号から第六十五号までを一号ずつ繰り上げ、同条第六十六号中「第十九号」を「第十八号」に改め、同号を同条第六十五号とし、同条第六十七号中「第三十号」を「第二十九号」に改め、同号を同条第六十六号とし、同条第六十八号を第六十七号とし、第六十九号から第八十一号までを一号ずつ繰り上げ、同条第八十二号中「第三十四号」を「第三十三号」に改め、同号を同条第八十一号とし、同条中第八十三号を第八十二号とし、第八十四号を第八十三号とし、同条第八十五号中「第三十七号」を「第三十六号」に改め、同号を同条第八十四号とし、同条第八十六号中「第三十七号」を

「第三十六号」に改め、同号を同条第八十五号とし、同条中第八十七号を第八十六号とし、第八十八号から第二百十号までを一号ずつ繰り上げる。

(後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令の一部改正)

第十二条 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令(昭和三十六年政令第二百五十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和三十三年法律第三十四号)第二条第一項各号に掲げる道路」を「道路法(昭和二十七年法律第八十号)第二条第一項に規定する道路で次に掲げるもの」に、「第二条第一項各号に掲げるもの」を「第一条第一項各号に掲げるもの」に改め、同号中に次のように加える。

- (1) 高速自動車国道
- (2) 一般国道
- (3) 道路法第五十六条の規定による国土交通大臣の指定を受けた都道府県道又は市道
- (4) (3)に掲げるもののほか、資源の開発、産業の振興その他国の施策上特に整備を行う必要がある

と認められる都道府県道又は市町村道

第一条第一号又中「農林漁業用揮発油税財源身替漁港関連道整備事業」を「漁港関連道整備事業」に改め、同号ヲ中「農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業」を「基幹農道整備事業」に改める。

(旧産炭地域振興臨時措置法施行令の一部改正)

第十三条 産炭地域振興臨時措置法施行令(昭和三十七年政令第三十五号)附則第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(」を「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第 号)第一条の規定による改正前の道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(」に、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令」を「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成二十一年政令第 号)第一条の規定による改正前の道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令」に改める。

(明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法施行令の一部改正)

第十四条 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法施行令(昭和五十五年政令第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和三十三年法律第三十四号)第二条第一項各号に掲げる道路」を「道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第二条第一項に規定する道路で次に掲げるもの」に、「第二条第一項各号に掲げる事業」を「第一条第一項各号に掲げる事業」に改め、同号に次のように加える。

イ 一般国道

ロ 道路法第五十六条の規定による国土交通大臣の指定を受けた県道

ハ ロに掲げるもののほか、資源の開発、産業の振興その他国の施策上特に整備を行う必要があると認められる県道又は村道

第五条第一号中「第二条第一項各号」を「第一条第一項各号」に改め、同条第二号中「第二条第一項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

(北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律施行令の一部改正)

第十五条 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律施行令(昭和六十一年政令第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和三十三年法律第三十四号)第二条第一項各号に掲げる道路」を「道路法(昭和二十七年法律第八十号)第二条第一項に規定する道路で次に掲げるもの」に、「第二条第一項各号に掲げる事業」を「第一条第一項各号に掲げる事業」に改め、同号に次のように加える。

イ 一般国道

ロ 道路法第五十六条の規定による国土交通大臣の指定を受けた道道又は道の区域内の市道

ハ ロに掲げるもののほか、資源の開発、産業の振興その他国の施策上特に整備を行う必要があると認められる道道又は道の区域内の市町道

(沖縄振興特別措置法施行令の一部改正)

第十六条 沖縄振興特別措置法施行令(平成十四年政令第百二号)の一部を次のように改正する。

別表第一の五の項を次のように改める。

五 道 路	
<p>一般国道</p> <p>(一) 新設若しくは改築（いずれも(二)及び(三)に掲げるものを除く。）若しくは修繕又は道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十三条に規定する指定区間内の一般国道の維持その他の管理</p>	<p>国道</p> <p>高速自動車 新設又は改築</p>
<p>十分の九・五（道路法第十三条に規定する指定区間内の一般国道を構成する敷地である土地のうち太平洋戦争の開始の日から琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力</p>	<p>十分の九・五</p>

<p>(二) 新設又は改築（いずれも土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業に係るものに限る。）</p>		<p>発生の日の前日まで に築造された道の敷 地であつたものの取 得及び賃借にあつて は十分の十、国土交 通大臣以外の者の行 う事業にあつては十 分の九）</p>
<p>(三) 新設又は改築（いずれも都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業に係るも</p>	<p>十分の八</p>	

	<p>のに限る。)</p>	
<p>県道</p>	<p>(一) 新設若しくは改築（いずれも(三)及び(四)に掲げるもの並びに道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）第一条第一項第五号に該当するものを除く。）又は修繕</p>	<p>十分の九</p>
<p>(二) 改築（道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第一条第一項第五号に該当するもので同令第二条第一項に規定する基準に適合し、かつ、同項の国土交通省令で定める要件を満たすものに限る。）</p>	<p>十分の八</p>	
<p>(三) 新設又は改築（いずれも土地区画整理法による土地区画整理事業（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第四百七条第一項の規定による土地区画整理を含む</p>	<p>十分の九</p>	

		市町村道	
		<p>む。以下同じ。)に係るものに限る。)</p> <p>(四) 新設又は改築(いずれも都市再開発法による市街地再開発事業に係るものに限る。)</p>	十分の八
		<p>(一) 新設又は改築(いずれも(三)及び(四)に掲げるもの並びに道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第一条第一項第五号に該当するものを除く。)</p>	十分の八
		<p>(二) 改築(道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第一条第一項第五号に該当するもので同令第二条第一項に規定する基準に適合し、かつ、同項の国土交通省令で定める要件を満たすものに限る。)</p>	十分の八
	(三)	<p>新設で道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に</p>	三分の二

関する法律施行令第一条第一項第二号、第四号若しくは第五号に該当するもの（同号に該当するものにあつては、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）第二条第三項第二号イに掲げる事業で交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令（昭和四十一年政令第百三号）第四条に定める通学路について実施するもの（以下この表において「横断歩道橋設置等事業」という。）に限る。）又は改築で道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第一条第一項第一号、第二号、第四号若しくは第五号に該当するもの（同令第二条第一項に規定する基準に適合し、かつ、同項の国土交通省令で定める要件を満たすものを除き、同号に該当する

<p>ものにあつては、横断歩道橋設置等事業として行われるものに限る。）</p>	
<p>(四) 新設又は改築（いずれも土地区画整理法による土地区画整理事業に係るものに限る。）</p>	<p>十分の九</p>

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

（国の負担又は補助に関する経過措置）

第二条 第一条、第五条、第六条、第八条、第九条、第十二条及び第十四条から第十六条までの規定による

改正後の次に掲げる政令の規定は、平成二十一年度以降の年度の予算に係る国の負担又は補助（平成二十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）について適用し、平成二十年度以前の年度の予算に係る国の負担又は補助で平成二十一年以降の年度に繰り越されたもの及び平成二十年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十

一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助については、なお従前の例による。

一 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第一条第二項から第四項まで、第二条及び第三条

二 地方財政法施行令第四十二条

三 道路の修繕に関する法律の施行に関する政令第一条

四 道路法施行令第三十四条の二の三

五 奄美群島振興開発特別措置法施行令別表第一道路の項

六 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令第一条

七 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法施行令第三条

八 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律施行令第三条

九 沖縄振興特別措置法施行令別表第一の五の項

(不用物件の管理に関する経過措置)

第三条 この政令の施行の際現に道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第九十二条第一項（同法第九十一

条第二項（高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号）第十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による管理が行われている不用物件の管理期間については、なお従前の例による。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第十一条の規定による改正前の補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第二条第十一号に掲げる交付金については、なお従前の例による。

2 この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる交付金に係るこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（高速自動車国道法施行令の一部改正）

第五条 高速自動車国道法施行令の一部を次のように改正する。

第十三条の表第三十八条の項中「八月」を「四月」に、「四月」を「二月」に改める。

（離島振興法施行令の一部改正）

第六条 離島振興法施行令（昭和四十三年政令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三条第一号の規定により国土交通大臣が指定する」を「第二条第二項第一号の規定による国土交通大臣の指定を受けた」に改める。

（水源地域対策特別措置法施行令の一部改正）

第七条 水源地域対策特別措置法施行令（昭和四十九年政令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第五項中「第二条第一項各号」を「第一条第一項各号」に改める。

第六条第一項の表道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三条第三号の都道府県道及び同条第四号の市町村道の新設又は改築（第四条第五項に規定するものを除く。）の項中「第三条第一号の規定により国土交通大臣が指定する」を「第二条第二項第一号の規定による国土交通大臣の指定を受けた」に改める。

附則第五項第十号中「第二条第一項及び第二項、第三条並びに第四条」を「第一条第一項及び第三項、第二条並びに第三条」に改める。

（国土交通省組織令の一部改正）

第八条 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条の表平成三十年三月三十一日の項中「第三十四条の二の三第一項」を「第三十四条の二の

三第二項」に、「第二条第一項及び第三条第一号」を「第一条第一項及び第二条第二項第一号」に改める。

理 由

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令その他の関係政令の規定を整備するとともに、道路を管理していた者が不用物件を管理しなければならない期間を短縮する必要があるからである。